

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26. 6. 4 第 186 回国会第 25 号

6 月 4 日（水）、第 25 回の委員会が開かれました。

## 1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（内閣提出第 48 号）

- ・田村厚生労働大臣、古川財務副大臣、佐藤厚生労働副大臣、高島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、維新、公明、みんな、結い 反対一民主、共産、阿部知子君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

### 足立 康 史君（維新）

- ・森少子化対策担当大臣が子ども・子育て支援制度の平成 27 年 4 月からの施行を発表したことから、10%への消費税率引上げが行われなくても施行に必要な財源を確保することを確認したい。
- ・女性の労働参加拡大と在宅医療・在宅介護の推進を両立させる政策の在り方について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・労働者の能力や成果に個人差がある中で我が国の経済成長を実現するためには、一律の労働時間規制を改革し新たな労働時間規制を構築すべきではないか。

### 高橋 ひなこ君（自民）

- ・高齢者が活躍できる雇用の機会を確保していくために、厚生労働省はどのように取り組んでいくのか。
- ・意欲のある若者が不本意な非正規雇用から正規雇用に移行するために、厚生労働省はどのように取り組んでいくのか。
- ・働きたい女性が活躍できるような雇用環境の整備を進めるために、厚生労働省はどのように取り組んでいくのか。

### 奥水 恵 一君（公明）

- ・日本で新たなものづくり産業の育成を進める中で、高度な専門知識を有する人材の育成・確保に向けた政府の取組方針を伺いたい。
- ・企業に人材を育成する余裕がない中で、政府が労働者の能力開発を支援する取組の状況を伺いたい。
- ・外国人労働者を受け入れるに当たっての課題や、仮に受入れを進める場合の具体的方策について、政府の見解を伺いたい。

### 山井 和 則君（民主）

- ・成長戦略としていわゆる「残業代ゼロ」制度を導入することは妥当なのか、また、厚生労働大臣はそれを阻止する必要があるのではないか。
- ・成長戦略が閣議決定される前に、厚生労働大臣が出席して産業競争力会議が開催される予定があるか確認したい。
- ・産業競争力会議が検討している新たな労働時間制度の適用を使用者から打診された労働者が拒否しても不利益を受けないよう担保することはできるのか。

### 中根 康 浩君（民主）

- ・労働生産性が上昇するという根拠なしに、新しい労働時間制度の創設を行うべきではないのではないか。
- ・新しい労働時間制度の創設を検討している産業競争力会議に、労働者を代表する有識者は出席しているのか。
- ・新しい労働時間制度の創設による、「消費、雇用等」への影響の試算を示さずに、成長戦略の中に位置付けることができるのか。

### 柚木 道 義君（民主）

- ・65歳以上の無期転換ルールに特例を設けるのであれば、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨を踏まえた雇用確保措置を講じることを本法律案の指針に明記すべきではないか。
- ・年金支給開始年齢のさらなる引上げを議論する場合は、併せて高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正の議論を行う必要があると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・安倍内閣総理大臣が新たな労働時間制度の前提として挙げる3点のうちの、希望しない人には適用しないということは、実効性が担保できるのか。

## 清水 鴻一郎君（維新）

- ・短期集中特別訓練事業については、全国を6ブロックに分割して公示を行ったが、その後の進捗状況及び事業実施時期の見通しを伺いたい。
- ・労働契約法第18条の無期転換ルールは施行されて間もないにもかかわらず、本法律案において専門的知識等を有する有期雇用労働者に関する特例を設ける目的及び趣旨を伺いたい。
- ・本法律案は、使用者には利便性があるが、労働者には厳しい内容であるように思われるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

## 井坂 信彦君（結い）

- ・労働基準法で労働時間を規制する目的は、労働者の健康確保及びワーク・ライフ・バランスの実現との認識で良いか確認したい。
- ・ベンチャー企業の事業立ち上げ期に、通常の労働時間規制に服することが妥当であるか、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・時間外労働時間に関する労使協定（いわゆる36協定）において、1か月の延長時間が大臣告示で定める限度基準の45時間以下の事業場数の割合が約99%との平成25年度労働時間等総合実態調査の結果は実態と乖離しているのではないか。

## 高橋 千鶴子君（共産）

- ・本法律案は、なぜ労働契約法の改正ではなく、特別措置法として提出されたのか伺いたい。
- ・有期労働契約の締結時に無期転換権を放棄できないことは明確になっていると考えるが、放棄できない理由を伺いたい。
- ・契約書にプロジェクトの期間の終期が明示されても、当該期間の終期まで雇用が保障されるわけではなく、細切れの不安定雇用が続くのではないか。

## 阿部 知子君（無）

- ・無期転換ルールの特例の対象となる5年を超えるプロジェクトのニーズがどれほどあるのか実態調査を行うべきではないか。
- ・正規雇用の労働者には福利厚生や研修費用の支給が行われるにもかかわらず、有期雇用労働者には支給が行われないことは、労働契約法第20条の不合理な相違になるのではないか。
- ・有期雇用労働者の育児休業に関する相談件数等は無期雇用労働者と違い増加傾向にあるが、どのように対応していくつもりか伺いたい。